日車協連関連（独自認定）及び組合申請受付

《１》先進安全優良：　先進安全自動車対応優良車体整備事業者

《２》推奨　：　推奨工場

《３》塗装　：　優良自動車塗装工場

《４》優良自動車塗装工場

《５》国家試験：自動車車体整備士資格　申請受付（自動車車体整備協同組合）

学科　【自動車整備振興会　/　自動車車体整備協同組合】

実技　【自動車車体整備協同組合】

《６》優良認定事業者の封印　申請受付（自動車車体整備協同組合）

《７》回送運行許可申請　　申請受付（自動車車体整備協同組合）

運輸局関連

指定　　：　指定整備工場

認証　　：　分解認証工場

特認１　：　優良車体整備一種工場　/　申請受付（自動車車体整備協同組合）

特認２　：　優良車体整備二種工場　/　申請受付（自動車車体整備協同組合）

電制　　：　電子制御装置整備工場

特定整備　：　自動車特定整備事業の認証

《１》先進安全自動車対応　優良車体整備事業者

日本自動車車体整備協同組合連合会(日車協連）が推奨する認定制度

『先進安全自動車対応優良車体整備事業者』に認定された車体整備工場は、下記の通りです。

事業所	市町村	連絡先	
株式会社 浦添自動車サービス	糸満市	糸満市西崎町 5-6-16	
		TEL(098)987-0038	FAX(098)987-0262
丸清自動車	中城村	中城村字登又 300-1	
		TEL(098)895-5815	FAX(098)963-4500
人情くるまや三和自動車 株式会社	浦添市	浦添市西原 1-3-3	
		TEL(098)877-2107	FAX(098)878-5156

日本自動車車体整備
協同組合連合会認定

先進安全自動車対応
優良車体整備事業者

『先進安全自動車対応優良車体整備事業者』認定基準

※自動ブレーキに代表される先進安全装置の作業及び超ハイテン銅などの新素材の溶接作業

1. 優良自動車整備事業の特殊整備工場の認定【一種・二種】工場又は、日車協連・車体整備推奨工場であること

2. 自動車分解整備事業の認証工場であること

3. 要件を満たすスポット溶接機を備え溶接が適切に実施できる環境を整えていること

4. スキャンツール技能講習会を受講した車体整備士が在籍・または（一社）日本自動車整備振興会連合会コンピューター・システム診断認定店であること

5. 要件を満たす凡用スキャンツール標準仕様機を備えていること

6. 事業者は日車協連の定める技術情報等を常に高度化車体整備技能講習修了者へ提供すること

※高度化車体整備技能講習修了者

1. 自動車の電子化の進展や超高張力鋼板の普及など、最新自動車技術に対応するために毎年開催する講習を受講した者

《2》自動車整備　推奨工場

日本自動車車体整備協同組合連合会(日車協連）が推奨する認定制度

事業所	市町村	連絡先	
株式会社 浦添自動車サービス	糸満市	糸満市西崎町 5-6-16	
		TEL(098)987-0038	FAX(098)987-0262
グランドボディー	那覇市	那覇市首里石嶺 2-66-1	
		TEL(098)886-5943	FAX(098)886-5948

「自動車車体整備 推奨工場」認定

制度導入の背景とメリット

自動車車両自体の材料や構造の進化に伴う自動車車体整備に関する技術力の強化と設備の改善・近代化を推進し、会員事業者さらには業界全体の質的向上を図ることを目的とした自主制度。それが「自動車車体整備 推奨工場」認定制度です。

お客さまに対して、車体整備事業者としての健全かつ望ましい姿勢を明確にするととも

に、自動車車体整備士を保有することでの

社会的信用の獲得と完全な整備作業を提供することによる安全の確保をその狙いとし、

個々の会員事業者におけるレベルアップ

の目標・基準としても機能しています。

認定された事業者は、認定看板（標章）の掲示ができ、対外的な PR も可能となります。

認定のための基準

1. 要員

・工員数（車体整備作業に従事する工員数）：2 人以上

・整備士数（工員のうちの車体整備数）：1 人以上

2. 作業場等

・屋内現車作業場（現車についての車体整備作業場のみ／最低 1 両分の塗装作業場を含む／その他の作業場・点検作業場・洗車場を覗く）：50 ㎡以上

・その他の作業場（機械加工・木工等の各作業場）：8 ㎡以上

・車両置場（屋内外を問わない）：18 ㎡以上

・点検作業場（屋内）：30 ㎡以上

・洗車場：18 ㎡以上

3. 洗車設備（水道栓等）：所有

4. 板金用機器：以下の所有

フレーム修正機および車両保持台／板金用油圧機器（ポートパワー等）／アーク溶接機／スポット溶接機（ガスシールド・アーク溶接機を保有していれば不要）／ガス溶接機／板金定盤／板金工具一式／サンダ／ポリシャ／ポータブル・グラインダ（板金用のもの）／一般工具一式

5. 塗装用機器：以下の所有

エア・コンプレッサー／塗装機器（スプレーガン等）／塗装乾燥装置（赤外線・ガス等の強制乾燥機：250W×12 灯クラス以上）

6. 測定器等：以下の所有

フレーム・センタリング・ゲージ／トラッキング・ゲージ／亀裂点検装置

※上記の「所有」については、その事業場の作業に必要な数量および機能を保有していなければならないことを示しています。

《３》優良自動車整備事業者の認定

特殊整備工場(一種) 優良車体整備一種工場

事業所	市町村	連絡先	
株式会社 浦添自動車サービス	糸満市	糸満市西崎町 5-6-16	
		TEL(098)987-0038	FAX(098)987-0262
丸清自動車	中城村	中城村字登又 300-1	
		TEL(098)895-5815	FAX(098)963-4500
人情くるまや三和自動車 株式会社	浦添市	浦添市西原 1-3-3	
		TEL(098)877-2107	FAX(098)878-5156
株式会社　OTM	浦添市	浦添市勢理客 2-13-1	
		TEL(098)877-3400	FAX(098)878-8536

特殊整備工場(二種) 優良車体整備二種工場

又吉鈑金	西原町	西原町小那覇 1484-1	
		TEL(098)944-3830	FAX(098)944-3831
グランドボディー	那覇市	那覇市首里石嶺 2-66-1	
		TEL(098)886-5943	FAX(098)886-5948
普天間鈑金	西原町	西原町小那覇 1496-3	
		TEL(098)946-2226	FAX(098)944-0258
ニューオートサービス城間	南風原町	南風原町津嘉山 644-1	
		TEL(098)889-5111	FAX(098)889-5485

優良自動車整備事業者(特認一・二種)認定について

優良自動車整備事業者の認定は、自動車の整備技術の向上を図るため、優良な設備、技術及び管理組織を有する事業場を認定する制度であり、自動車又は、その部分の整備又は改造を業とする者は、優良自動車整備事業者の認定を受けることができます。なお、認定の種類は次の通りです。

(1)　一種整備工場(自動車分解整備事業者が対象)

(2)　二種整備工場（自動車分解整備事業者が対象）

※(3)　特殊整備工場(次表の作業区分ごと)

作業区分	作業内容
車体整備事業（一種）	社枠の矯正及び溶接並びに車体の板金及び塗装
車体整備事業（二種）	車体の板金及び塗装

優良自動車整備事業者の認定の基準(概要)

特殊整備工場【車体整備作業（一種）及び車体整備作業(二種】

種別	番号	要目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A	1	行員数	5 人以上	3 人以上	車体整備作業に従事する行員数
	2	整備士数	2 人以上	2 人以上	自動車車体整備士
B	1	屋内現車作業	60 ㎡以上	50 ㎡以上	現車についての車体整備作業を行う場所のみとし、最低 1 両分の塗装作業場含み、
	2	その他の作業場	◎	ー	その他の作業場、完成検査場及び洗車場を除く機械加工、木工、鍛冶等の各作業場、危機は一箇所集中されなくてもよい
	3	車両置き場	a×0.3 以上	a×0.3 以上	屋内、屋外を問わない。A は当該事業場の屋内現社作業面積
	4	完成検査場	○	○	屋内
	5	洗車場	○	○	
C	1	洗車機器	○	ー	スチーム、クリーナー、カーワッシャ等
D	1	アーク溶接機	○	○	ガスシールド、アーク溶接機を含む。
	2	点溶接機	○	○	ガスシールド、アーク溶接機がある場合にはなくてもよい。
	3	ガス溶接機	○	○	
	4	車枠矯正装置	○	ー	自動車を固定し、車枠の曲がり、ねじれ等の点検、修正及び検査ができるもの
	5	車体修正機	ー	○	自動車を固定し、又は修正機を保持具により自動車に固定して車体の変形を修正できるもの。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい。
	6	板金用油圧機器	○	○	ポートパワー等
	7	板金定盤	○	○	
	8	板金工具一式	○	○	
E	1	スコヤ	○	ー	大型のもの

F	1	ボール盤	○	ー	卓上の物でも可
	2	ボータブル・グライング	○	○	板金用のもの
	3	サンダ	○	○	板金用並び塗装用各１
	4	ポリシャ	○	○	
G	1	塗装機器	○	○	スプレーガン
	2	塗装乾燥装置	○	○	赤外線・ガス等の強制乾燥機（250ｗ×12燈クラス以上）
H	1	ヘッド・ライト・テスタ	○	○	
	2	ホイール・アライメント・テスタ	○	ー	可搬式でも可
	3	フレーム・センタリング・ゲージ	ー	○	測定のため必要な自動車の保持具等を含む。車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい
	4	トラム・トラッキング・ゲージ	ー	○	車枠矯正装置がある場合にはなくてもよい

《4》優良自動車塗装工場」認定

制度導入の背景とメリット

自動車の塗装作業に関する技術力の強化と設備の改善・近代化を推進し、会員事業者さらには業界全体の質的向上を図ることを目的とした自主制度です。

お客さまに対して、自動車塗装工場としての健全かつ望ましい姿勢を明確にするとともに、自動車塗装の専門家である塗装技能士を保有することでの社会的信用の獲得、塗装作業の環境保全と労働安全衛生上の保安確保、さらには経営基盤の確立をその狙いとし、個々の会員事業者におけるレベルアップの目標・基準としても機能しています。

認定された事業者は、認定看板（標章）の掲示ができ、対外的な PR も可能となります。

認定のための基準

1. 要員

・工員数：3 人以上
・塗装技能士（者）数（工員のうちの塗装技能士（者）数）：1 人以上

2. 作業場等

・屋内作業場：50 ㎡以上
・車両置場：18 ㎡以上
・洗車場：18 ㎡以上

3. 洗車設備：所有

4. ブース：以下の所有

スプレーブース／換気装置

5. 塗装用機器：以下の所有

ディスク・サンダー／ダブルアクション・サンダー／オービタル・サンダー／ポリッシャー／スプレー・ガン／エア・ドライヤー／エア・クリーナー／トランス・ホーマ／エア・コンプレッサー
／塗装乾燥装置

6. 計測機器等：以下の所有

秤量計／粘度計／膜厚計／湿度計／温度計／ルーペ

7. 保護具等：以下の所有

消化器／防護マスク／安全めがね

※上記の「所有」については、その事業場の作業に必要な数量および機能を保有していなければならないことを示しています。

《5》「自動車車体整備士」資格

資格の定義と取得のメリット

「自動車車体整備士」は、「自動車整備士」の一領域である「特殊整備士」のひとつとして定められた、特定専門分野における高度な知識と技能を証する国土交通省認定の国家資格です。

1～3 級に分かれる一般の「自動車整備士」が、エンジンを中心とした車両駆動部のメンテナンス（診断・点検・分解・組立・修理・調整等）における資格であるのに対し、「自動車車体整備士」は、板金塗装を含めた車両の外形・ボディのメンテナンスに特化したより専門性の高い資格となっています。

自動車車体整備事業を営むうえでの必須資格ではありませんが、その領域でのスペシャリティのアピールとお客さまからの信頼の獲得という意味で、非常に重要な要素となります。

また、2020 年 4 月に施行された「自動車特定整備制度」により、自動車車体整備事業者において必要となった「特定整備認証」の取得に関しては、認証基準の一部としても規定されています。

資格取得の条件

学科と実技の国家試験を受験し合格した時点で資格が付与されます。

受験に際しては、以下の条件が必要となります。

自動車整備系専門学校において特殊整備士課程を修了

自動車整備系専門学校において 2 級整備士養成課程を修了の場合は、1 年以上の実務経験

自動車整備系専門学校などを卒業していない場合は、2 年以上の実務経験

《６》優良認定事業者の封印

優良認定車体整備事業に係る封印申請に必要な書類

1.　標板協会・車体組合提出

　　1.1　確約書(車体組合)・確約書(振興会から一部)

　　1.2　認定書

2　封印手続き(標板協会)

　　2.1　優良認定車体整備業に係る封印受領書

　　2.2　自動車灯篭番号標の再封印申請書

3　事業所保管

　　3.1　封印取付台帳

　　3.2　整備依頼書(写真添付)

　　3.3　車検証

《７》回送運行許可申請

車検切れの車両などを公道で走行させるための許可を受けるための行政手続きの事です。

車検の切れた自動車、抹消済みの自動車又は一度も登録を受けたことのない自動車については、本来、公道を運行することができません。しかし、自動車の販売・制作・陸送を業とする者は、道路運送車輌法第 36 条の 2 に定められる回送運行を行うための許可を受けることで、それぞれの業に関連した回送運行が可能となります。

回送運行を行うためには、運輸局等から許可を受けることになりますが、この許可を受けるために『回送運行許可申請』を実施する必要があります。

陸送業者（鈑金工場含む）

１・回送委託契約が 6 ケ月以上継続すること　/

従業員が 5 名以上(保険証か雇用契約書提出)

２・自動車の防錆・電装・板金・塗装等をするにあって陸送業も行う場合は、車両数を満たしていないといけない。

① 新規で陸送業を行う場合は、1 年間の月平均運行予定車両数が 20 台以上

② すでに回送プレートを許可された者は、最近 6 ケ月間の月平均運行予定車両が、20 台以上

③ 更新時は、最近 6 ケ月間の月平均運行予定車両数が、10 台以上